

18世紀フランスにおける戦時公債と金利生活者

——ラングドックの場合——

伊 藤 滋 夫

はしがき

ジョン・ブルーアの「財政軍事国家」論がイギリス歴史学界を席卷してから久しい。彼は、名誉革命後の英国において、軍事費の増大により財政規模が拡大したこと、政府歳出に占める軍事費の比率が高かったこと、国債発行により戦費が調達されたことを明らかにした¹⁾。しかし、かかる現象は単にイギリスに特有のものだったのではない。リチャード・ポニーらのヨーロッパ比較財政史研究は、18世紀に欧州各国で軍事費をはじめとする支出の増大によって公債への依存が深まり、いかに負債を削減するかが政府の課題となったと論じた²⁾。

このように、18世紀のヨーロッパにおいて公信用の重要性が増大したことについて、研究者の見解は一致している。本稿では、18世紀の戦争でつねにイギリスの敵国だったフランスの公信用の問題を取り上げる。特に、地方三部会が発行した公債を扱う。

デイヴィッド・バイエンは、国家の信用システムに関する研究において、アンシャン・レジーム末期における社団 (corps) の融資能力の重要性を指摘した³⁾。彼によれば、社団は、聖職者、最高諸法院、地方三部会、あらゆる種類の裁判所、都市、職能団体、ギルドなどを含む⁴⁾。バイエンの社団の定義は、二宮宏之のそれとかなり重なる⁵⁾。社団のひとつである地方三部会も、18世紀に王権に信用を貸し、公債を発行して借入を行い、資金を調達した⁶⁾。

地方三部会が発行した公債は以下の2種類に分かれる。ひとつは「州会計による公債」(emprunts pour le compte de la province)、もうひとつは「国王会計による公債」(emprunts pour le compte du roi)である⁷⁾。前者の元本と金利の支払が州の負担だったのに対し、後者は三部会が王権のかわりに起債したものである。いわば、三部会の国王への信用貸であり、元利支払

は国庫からなされ、州財政への影響はない。本稿で扱うのは、国王会計による公債である。

地方三部会の王権への信用貸と国王会計による公債に関する初めての研究は、マリ＝ロール・ルゲとフランソワ＝グザヴィエ・エマニュエリの2002年の論文である⁸⁾。ルゲは、18世紀に王権がフランス王国各地の地方三部会の信用に何度も頼ったことを明らかにした。

本稿では、以上の研究動向に沿いつつ、最も有力な三部会のひとつであるラングドック三部会の国王会計による公債を分析する。同じ三部会の州会計による公債については以前論じたことがあり⁹⁾、本稿はそれを補完するものである。

しかし、本論に入るまえに、近世におけるラングドック地方と中央政府の関係について述べておきたい。17世紀における両者の関係については、ウィリアム・バイクの研究がある¹⁰⁾。林田伸一による的確な要約を引用しよう。「ラングドックをケース・スタディとした研究によれば、1677年のこの地域からの租税収入全体の約3分の1は、人口の約1割ほどの名望家の手に、公債の利子、財務関係の国王役人の税金徴収にかんする手数料、官職保有にともなう俸給などのかたちで落ちており、この名望家層の取分の割合は17世紀の前半と比較して明らかに増大していた¹¹⁾。林田氏はこう述べたうえで、「地方支配をめぐる（名望家と）王権との一定の妥協が成立し」（括弧内は引用者）、「17世紀の王権がつくりだした租税政策が名望家のあいだでは正統性を獲得した¹²⁾と結論づけている。

それでは、ルイ14世親政期に確立した地方名望家と王権とのこのような安定した関係は、18世紀にいかに変容したのだろうか。この問いに答えたのが2008年に出版されたステイーヴン・ミラーのラングドックに関する著書である¹³⁾。彼は、1770～80年代の財政危機が両者の関係の転換点になったと考える。国庫はラングドック三部会から公債収入を得る一方、王権と三部会は地方統治において密接に協力するようになる。他方、財政危機を境に、それまで地方貴族にポストを提供してきた軍事・司法・行政機関の維持が難しくなった。王権は、官職保有者の権限を削減し、貴族からより多額の税を徴収しようとし、しかもその税収は地主よりも国庫に流れた。地方三部会はこのような王権の財政政策を黙認した。貴族は名誉と威信を傷つけられ、王権と三部会に不満を抱いた。こうして、地方長官(intendant)、地方総督(gouverneur)、三部会役人、司教、貴族代議員(baron)

と、最高諸法院の司法官を頂点とする大部分の地方貴族とのあいだに、軋轢が生じた。1788年のラングドック三部会を契機に、地方貴族は反抗し、フランス革命の序曲となった¹⁴⁾。

このように、ミラーは18世紀後半の財政危機が地方名望家と王権との関係を変え、ラングドックのエリートに亀裂を走らせたと考える。彼の所説を論評する能力は、現在の筆者にはない。ただ、財政金融史の視点からみれば、公債による借入政策がアンシャン・レジーム末期の危機の重要な要因としてあげられていることは興味深い。

そこで、本稿では、大革命前夜の地方社会のありようを知る手がかりとして、地方三部会の公債の問題を取り上げたい。具体的には、ラングドック三部会の国王会計による公債を分析する。第1章では、起債の手續とラント設定を説明し、公債の時期ごとの発行額と用途について調べる。第2章では、金利生活者、公債応募者の地理的・社会職業的分布を部分的に文書館史料を用いて調査し、誰が三部会債に投資したかを明らかにしたい。第3章では、公債投資のための資金の出所を調べる。

1. ラングドック三部会の「国王会計による公債」

(1) 起債、ラント設定

地方三部会債の発行について討議し決定する場合は、原則として毎年開催される地方三部会の会期 (session) である。国王は、地方総司令官 (地方総督の代理)、地方長官、トゥルーズとモンプリエの総徴税区のフランス財務官 (trésorier de France) 各1名、計4名で構成される国王側三部会開催委任官 (commissaires du roi aux Etats) に委ねた国王訓令のなかで、みずからの財政状態と借入の理由について説明する。国王訓令は臨時財政委員会で議長により読み上げられ、王への信用貸しが決議される。ついで国王側三部会開催委任官と三部会側代表 (司教1名、貴族1名、第三身分2名、三部会総代 syndic général 3名) とのあいだで、起債に関する契約が交される¹⁵⁾。

具体的な事例をあげよう。1781年12月7日の三部会討議で、国王訓令第9条「陛下は、戦争による臨時支出をまかなうために、臣民により負担にならない手段をつねに望まれ、再度ラングドック州の信用に頼ることを決定された……」という条文が、議長トゥルーズ大司教ロメニ・ド・ブリ

エンヌ (Loménie de Brienne)¹⁶⁾によって読み上げられた。当時フランスはアメリカ独立戦争に参戦していたのである。これにたいして三部会は「新たな公債のために州の信用を陛下に貸すことを満場一致で決議した」。2日後の9日には、1,500万リーヴルの公債を発行する契約が交わされた¹⁷⁾。

公債の発行は、公債を発行する主体を支払債務者として設定されたラント (金利 *rente*) の受領権の売却という形式をとる。ラントには、譲渡が可能でありラントが無期限に支払われる永久ラント (*rente perpétuelle*) と、ラント受領者の年齢が高くなるにしたがってラントの利率が上がり、本人の死亡とともにラントの支払が終了する終身ラント (*rente viagère*) の2種類があるが¹⁸⁾、ラングドック三部会債は、すべて永久ラントである。永久ラントのばあい、債務者は元本の償還を義務づけられないが、その償還によってラントの支払を免れうる。

ラント支払や元本償還の財源、すなわち担保はいかなるものであったのだろうか。前述の1781年の1,500万リーヴルの起債の契約の第2条は、州で徴収され三部会財務官 (*trésorier de la bourse*) が国庫に払い込む税額から、元本償還の終了まで毎年150万リーヴル、すなわち起債額の10%を抵当として財務官が控除することを規定し、さらに第4条は、財務官が控除した額から公債の元利支払のために支払われた額の清算が、毎年国王側三部会開催委任官と三部会代表により行われることを定めている¹⁹⁾。要するに、元利支払は王権の負担であり、王権は国庫収入の一部、公債の元本の1割を三部会財務官に毎年割譲した。

なお、三部会財務官が国庫に払い込む州で徴収された税とは、直接税である。ブルーアによれば、18世紀イギリスの国債の担保は、関税、内国消費税などの間接税だった²⁰⁾。公債の担保に関しては英仏で相違があった。

(2) 公債の発行額と使途

国王会計による公債は、オーストリア継承戦争中の1742年に戦費調達目的で行われて以来恒常化した²¹⁾。以後、1789年まで60回の起債がなされたが、そのうちの43回が、オーストリア継承戦争、七年戦争、アメリカ独立戦争の戦時に行われた²²⁾。

国王のために各々の地方三部会が公債によって借りた金額は、ルゲによれば以下のとおりである (単位はリーヴル)。ラングドック、1億6,412万 (総額の53.3%)、ブルゴーニュ、5,800万 (18.8%)、ブルターニュ、4,250

万 (13.8%)、プロヴァンス、2,810万 (9.1%)、フランドル、1,200万 (3.9%)、アルトワ、330万 (1.1%)、プレス、ビュジェ、ジェクス、18万 (0.06%)²³⁾。総額、3億820万。三部会保有地域 (pays d'états) のうち、ラングドックが総額の過半数を集めていることがわかる。王国の負債総額に占める各地方三部会の国王会計による公債の総額の割合は、アメリカ独立戦争前の1776年には1.8%だったが、戦後の1783年には2.7%に上昇した²⁴⁾。

表1は、1752～89年に発行された、ラングドック三部会の国王会計による公債の一覧である。時期を3つに区分して各時期の金額と使途を見よう。第1期は1752～77年で、発行額 (単位はリーヴル) は約6,972万である。第2期は1778～81年で、アメリカ独立戦争にフランスが参戦してから、ネッケルが財務長官を辞任するまでの時期である。発行額は4,500万である。第3期は1782～89年で、発行額は約5,209万である²⁵⁾。年平均の発行額は、第1期、268万、第2期は1,125万、第3期は651万だった。ちなみに、1787年にラングドック州で課された直接税とセネシャル区税の総額は約1,382万リーヴルであり²⁶⁾、第2期の公債発行の年平均額は三部会の歳入に近い。1778年のアメリカ独立戦争への参戦を画期に、国王会計による公債の発行高が急増していることがわかる。当時の財務長官ネッケルが、戦費調達のために国債発行による借入政策を推進していたこととも関連があらう²⁷⁾。ルゲは、アンシャン・レジーム末期に王権の資金調達の方法が変わり、社団の信用に依存するようになり、社団の財政的安定性が信用危機を緩和できたと論じている²⁸⁾。ラングドック三部会の信用貸についても同様のことが言えるだろう。

使途は明記されていない場合が多いが、アメリカ独立戦争の戦費調達、海軍増強、戦後に累積した債務の支払が目立つ。国王会計による公債が、主として軍事費の調達や王権の債務返済のための三部会の信用貸という性格を帯びていたことがわかる。前述の1781年の起債が典型的である。

しかし他方で、洪水により寸断された交通路の復旧、獣疫駆除 (épizootie)、高等法院監獄建設、円形闘技場の整備のような、本来ならば州会計による公債で賄うべきローカルな事業のためにも起債されている。これらの公債の元利は当然、国庫から支出されるのであり、州の負担ではない。州は王権に信用を供与する一方で、王権から財政的援助を受けており、両者の相互依存関係がうかがわれる。

以上のように、18世紀後半、王国各地の地方三部会の国王会計による

表1 18世紀後半のラングドック三部会の国王会計による公債の一覧
(1752～89年発行)

年月	使 途	金額 (livre)	モンプリエでの募債額
1756.11		5,000,000	400,000
1757.12		10,000,000	2,200,000
1765.12		10,000,000	?
1766.12	公債保有者への元金償還	*16,000,000	?
1766.12		*1,200,000	200,000
1770.12		7,000,000	600,000
1772.11	洪水によるラングドックの交通路の被害の復旧	1,200,000	?
1776.2	国王政府の負債軽減	*15,000,000 (6,000,000)	300,000
1776.12		12,000,000	1,000,000
1777.12	獣疫駆除	1,316,012	416,012
1778.11	海軍増強	12,000,000	3,300,000
1779.12	米独立戦争の戦費	8,000,000	2,000,000
1780.12	同上	10,000,000	2,500,000
1781.12	同上	15,000,000	3,500,000
1782.11		9,000,000	?
1784.12	米独立戦争の際の債務支払	15,000,000	2,500,000
1786.12	地方公共事業（トゥルーズ高等法院監獄の建設、ニーム円形闘技場の修復）	1,000,000 (265,545)	200,000
1787.1		15,000,000	3,500,000
1788.1	減債基金への充当	**827,048	?
1789.2		12,000,000	2,000,000

史料： *Compte rendu des impositions et des dépenses générales de la province de Languedoc*, Montpellier 1789, passim.; Albisson, *Loix municipales et économiques de Languedoc*, t.II, passim. より作成。

備考：公債の使途欄の空欄は、起債を定めた国務諮問会議裁定に公債の使途が明記されていないことを表す。金額欄の*印はラント利率4%、**印は4.5%、無印は5%。また金額欄の括弧内の数字は、減額された実際の募債額を表す。

公債の発行高のうち、ラングドック三部会は過半数を超え、中央財政において重要な位置を占めていた。起債額は1778年のアメリカ独立戦争への参戦を境に急増した。公債の使途は、おもに戦費の調達や王権の債務返済だった。

2. ラングドック三部会債の応募者、金利生活者の 地理的・社会職業的分布

(1) 史料の提示

それでは、だれが公債を購入し、王権に貸付を行い、ラントを受領したのだろうか。これを明らかにする史料は2種類ある。

まず、金利生活者を知る史料について。国王会計による公債の場合、元利支払は地方三部会ではなく国庫からなされる。したがって、公債のラントを受領した金利生活者のリストは、三部会の会計史料に残っていない。これにかわるのが、国立古文書館所蔵の史料である²⁹⁾。この史料は、「ラングドック州三部会が国王に信用を貸して行った公債の債権者への償還のための諮問会議裁定に従って、国王側三部会開催委任官閣下の臨席のもとで行われた抽籤 (loteries)」と題されている³⁰⁾。前述のとおり、三部会債のラントは永久ラントなので三部会が元金を償還する義務はないのであり、むしろラント支払による財政負担を軽減することが元金償還の動機だった。抽籤による元金償還をはじめてラングドックに導入したのは、1730年8月29日の国務諮問会議裁定だった。上納金 (don gratuit) (のちにカピタシオン税 capitation) からの控除額80万リーヴルが、抽籤により公債保有者に償還されるのである。抽籤は三部会開催中、上記のとおり、国王側三部会開催委任官の臨席のもと行われる³¹⁾。この史料は、1786年に抽籤に当たって元本の償還を受けた公債保有者のリストである。これは、ルゲが発見し、ミラーが分析を行った³²⁾。ここでは、彼らの研究成果に依拠しつつ、検討を加えていきたい。

つぎに、公債応募者を知る史料は、モンプリエのエロー県文書館所蔵の公証人記録に含まれるラント設定契約文書である³³⁾。これは、モンプリエの国王公証人で、モンプリエでのラント設定契約を独占するペリディエ家 (Péridier) が登記した文書である。この文書には、公債応募者の氏名、住所、身分・職業、投資した元本、受領したラントの金額が記載されている。以下、金利生活者と公債応募者の地理的・社会職業的分布を分析する。

ここで考察の対象となるのは、1786年におけるラングドック三部会の国王会計による公債の償還された元本の受領者 (以下Aグループと呼ぶ) と、1778~81年の国王会計による公債へのモンプリエでの応募者 (以下Bグループと呼ぶ) である。後者は前述の第2期に相当し、公債発行額が

激増した時期にあたる。なお、Bグループには、パリとトゥルーズでの公債応募者は含まれていない。Bグループの応募件数は1,138件である。

(2) 公債応募者、金利生活者の地理的分布

表2はAグループの、表3はBグループの地理的分布を示したものである。まず気がつくのは、Aグループにおいては、元本の6割以上をパリとヴェルサイユの住民が債権として所有していることである。ラングドックは2割弱にすぎない。この地方のなかでは、トゥルーズとモンプリエが多い反面、ラングドックではトゥルーズに次ぐ人口を有し、絹織物業で繁栄するニームの金利生活者の割合は、わずかである³⁴⁾。

これがBグループになると、ラングドック全体では55.5%になり、公債発行地のモンプリエが全体の4割強を占める。ニームは全体の1.8%に過ぎない。また、州外ではプロヴァンスの比重が大きく、全体の2割強を占める。なかでもマルセイユからの投資が多い。なお、アヴィニオンは教皇領でフランス国外だが、ここでは便宜上プロヴァンスに含めた。

外国に関しては、Aグループの場合は、ジュネーヴ、ヘント（オーストリア領ネーデルラント、現在のベルギー）に債権者がいる。Bグループでは、イスタンブルが海外からの投資額の過半数を越え、ジュネーヴがそれに次ぎ、あとは、ジェノヴァ、ナポリ、フランス島（現在のモーリシャス島）から資金が流入している。公信用市場は西欧、地中海・インド洋地域

表2 ラングドック三部会債の償還された元本の受領者の地理的分布
(1786年) (単位リーヴル)

	元 本	%
パリ、ヴェルサイユ	3,312,003	62.2
ラングドック	991,631	18.6
(内トゥルーズ)	321,023	6.0
(内モンプリエ)	366,150	6.9
(内ニーム)	6,000	0.1
外国	16,000	0.3
その他	282,625	5.3
不明	723,100	13.6
総計	5,325,359	100.0

出典：Miller, S., *State and Society*, Appendix, Table A-1, pp. 276-277. から筆者作成。

表3 ラングドック三部会債の応募者の地理的分布（モンプリエで購入）

	元 本	%
低ラングドック	4,053,638	46.9
(内モンプリエ)	3,739,220	43.2
(内ニーム)	153,282	1.8
高ラングドック	137,700	1.6
セヴェンヌ、ルエルグ	604,819	7.0
プロヴァンス	1,954,834	22.6
(内マルセイユ)	1,181,200	13.7
(内エクス)	421,810	4.9
ドフィネ	190,570	2.2
アキテーヌ	30,400	0.4
リヨネ	492,850	5.7
パリ	52,600	0.6
国内その他	66,900	0.8
外国	90,355	1.0
不明	180,661	2.1
総計	8,647,546	100.0

史料：Archives Départementales de l'Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 179, 180, 181, 184. (以下、A. D.Héraultと略する。)

備考：「低ラングドック」は、エロー、ガール、オード県の合計、「高ラングドック」は、タルン、オート・ガロンヌ、タルン・エ・ガロンヌ、アリエージュ県の合計、「セヴェンヌ・ルエルグ」は、オート・ロワール、アルデッシュ、ロゼール、アヴェロン県の合計、「アキテーヌ」は、ジロンド、ランド、ピレネー・アトランティック、ドルドーニュ、ロット、ロット・エ・ガロンヌ、オート・ピレネー、ジェル県の合計額を表す。

に及んでいた。

(3) 公債応募者、金利生活者の社会・職業的分布

表4はAグループの、表5はBグループの社会・職業的分布を示したものである。なお、表5では、妻や未婚の娘はその夫や父の職業に含めている。

まず、表4を見るに先立ち、ミラーによる階級の定義を以下に記す。

「貴族」(nobles)は、法服貴族、高等法院(パリ、トゥルーズ)・会計租税法院(モンプリエ)の司法官、財務局(Bureau des Finances)官僚、国王書記官(secrétaire du roi)、地方長官、ラングドック三部会財務官など

表4 ラングドック三部会債の償還された元本の受領者の社会職業的分布
(1786年)

社会・職業区分	元本	%
貴族	2,547,401	47.8
平民	1,913,358	35.9
教会	141,800	2.7
司教、大・小修道院長、聖堂参事会員	61,000	1.1
王立士官学校	610,000	11.5
その他	31,800	0.6
総計	5,325,359	100.0

出典：Miller, S., *op. cit.*, Appendix, Table A-1, pp. 276-277. から筆者作成。

表5 ラングドック三部会債の応募者の社会職業的分布
(モンプリエで購入)

社会・職業区分	応募件数	%	応募額	%
聖職者	307	27.0	1,479,781	17.1
(内修道院)	72	6.3	364,193	4.2
(内病院・救貧院)	102	9.0	409,332	4.7
貴族・将校	188	16.5	2,164,820	25.0
司法・財務官僚、三部会役人	233	20.5	3,073,925	35.5
(モンプリエ会計租税法院官僚)	108	9.5	844,450	9.8
(三部会役人)	14	1.2	980,683	11.3
ブルジョワ	116	10.2	1,002,724	11.6
(内弁護士・公証人・医者)	50	4.4	255,800	3.0
(内卸売商人)	35	3.1	468,300	5.4
小売商人、手工業者	47	4.1	246,815	2.9
家内奉公人	49	4.3	125,355	1.4
その他	2	0.2	1,394	0.02
不明	207	18.2	748,955	8.7
総計	1138	100.0	8,647,546	100.0
(内女性)	450	39.6	2,593,119	30.0

史料：表3と同じ。

を含む。

「平民」(commoners)は、ブルジョワ、卸売商人、弁護士、代訴人、王領地収税官、司教区収税官、オスマン帝国駐在フランス大使付き通訳(drogman)、司祭などを含む³⁵⁾。

Aグループでは、「貴族」が全体の過半数を少し割るほどの高い比率を占めている。しかし「平民」も全体の3分の1強に達している。他方、司祭を除く聖職関係者は3.8%に過ぎない。注目すべきは、王立士官学校が元本の1割以上を債権として所有していることである。戦時公債に投資することで、戦費を調達したということなのだろう。

Bグループでは、法服貴族・司法官僚・財務官僚・三部会役人がトップであり、帯剣貴族・将校がこれにつぎ、第3位が修道院・病院を含む聖職関係者である。この3つの階層で、全体の77.6%を占める。法曹家・医者・卸売商人などのブルジョワは全体の1割強、小売商人・手工業親方・家内奉公人は4%強だった。さらに、マニユファクチュール経営者の投資は、モンプリエの靴下製造業者が9,300リーヴルの元本(全体の0.1%)を払い込んでいるのが唯一の事例である。18世紀のラングドックでは繊維工業が成長していたが³⁶⁾、産業資本家は公債に無関心だったようだ。また、女性の応募額は全体の3割だった。

つぎに、居住地と身分・職業の2つの基準で、金利生活者、公債応募者を細かく区分すると、以下の3点が明らかになる。

第1に、Aグループでは、パリ・ヴェルサイユの「貴族」が公債元本の32.9%を所有している³⁷⁾。公債の3分の1弱を彼らが保有していた。

第2に、Bグループでは、マルセイユの卸売商人の応募額は全体の3.6%だった。これは、卸売商人の応募額の65.8%で、マルセイユ住民の応募額の26.1%だった。

第3に、海外でもっとも応募額の多いイスタンブールの投資家は、フランス大使館一等書記官、大使館通訳、大使秘書だった。これに、マルセイユ在住の元レヴァント商港領事(consul aux échelles du Levant)を加えると、すべて、オスマン帝国駐在大使館・領事館の関係者だった。1669年の「自由港」王令により、フランスのレヴァント貿易はマルセイユ商人の独占下にあった³⁸⁾。マルセイユ＝レヴァント貿易ルートに沿って、ラングドック三部会の公信用市場が拡大したことがわかる。

さらに、アメリカ独立戦争期のオスマン帝国駐在フランス大使フランソ

ワ = エマニュエル・ギニヤール = ド = サン = プリースト伯爵 (Guignard de Saint Priest) (1735-1821、在任1768-1785) は、同時期のラングドック地方長官ジャン = エマニュエル・ギニヤール = ド = サン = プリースト (1714-1785、在任1751-1785) の息子だった³⁹⁾。後述のように、地方長官サン = プリースト (父) は、ラングドック三部会債に多額の投資を行っている。大使サン = プリースト (子) 自身は公債を購入していないが、大使館の関係者が募債に応じており、親子の縁故を頼って、公債が売られ、資金が集められた可能性は高い。こうして、モンプリエ = マルセイユ = イスタンブルを結ぶ公債元本調達・金利分配ルートが形成された。

また、表5では、各社会層の公債応募件数と彼らが支払った元本の額を表示した。各階層の応募件数と元本額の全体に占める比率を比較してみる。応募件数の比率の方が元本額の比率より高い場合は、1件あたりの元本支払額が少なく、逆に応募件数の比率が元本額の比率より低い場合は、1件あたりの元本支払額が多いことになる。すなわち、前者は小口購入者、後者は大口購入者である。

小口購入者は、聖職者、修道院、病院・救貧院、法曹家・医者、小売商人・手工業者、家内奉公人であり、大口購入者は、貴族、将校、司法・財務官僚、三部会役人、卸売商人である。とくに目立つのは、応募件数ではわずか1.2%の三部会役人が、元本全体の11.3%を購入していることである。1件あたりの三部会役人の平均応募額は、70,049リーヴルであり、全階層の1件あたりの平均応募額7,599リーヴルの9.2倍に達する。14件の応募者には、ラングドック三部会財務官フィリップ = ロラン・ド・ジュベール (Joubert)⁴⁰⁾、彼の叔父にあたる前ラングドック三部会総代ルネ = ガスパール・ド・ジュベールの寡婦とその2人の娘、三部会総代ジャン = ジャック = フィリップ = マリ・デュヴィダル = ド = モンフェリエ (Duvidal de Montferrier) などの名が見える。ジュベールら三部会財務官は、「国王の金」を取り扱うフィナンシエ (financier、財務官・金融業者) だった。起債にあたっては、公債発行の当事者でありラントの支払債務者であるラングドック三部会の関係者がまず大口購入で王権に資金を調達した。

表6は、1754~90年にモンプリエにおけるラングドック三部会債の多額応募者20件22名(10万リーヴル以上)を示したものである。公債応募者の居住地は、モンプリエ11件、これを含むラングドック13件だが、それ以外に、パリ、プロヴァンス(エクス、マルセイユ)、ドフィネ、スベ

18世紀フランスにおける戦時公債と金利生活者

表6 ラングドック三部会債の多額応募者(1754～90年、モンプリエで購入)

順位	人名	身分、職業	住所	元金
1	Joubert, Philippe Laurent de	三部会財務官	モンプリエ	836,083
2	Mazade de St. Bresson, Guillaume	三部会財務官、Ph.L.のおじ	モンプリエ	316,460
3	Cambon, Jean J.-B.	卸売商人	モンプリエ	306,000
4	Pin, Joachim Félix	プロヴァンス三部会財務官	エクス	290,000
5	Dumas, Michel	ラングドック三部会出納官	モンプリエ	252,632
6	Fargeon, Lambert	モンプリエ会計租税法院評定官	モンプリエ	252,600
7	Guignard de St. Priest, Jean Emmanuel de	ラングドック地方長官	モンプリエ	222,000
8	Paul, Isaac Louis Pierre de	騎士	モンプリエ	195,000
9	Veyrac, Jean Jacques de	Larderol 男爵	ル・ピュイ	189,000
10	Mazade, Marthe de	モンプリエ会計租税法院部長評定官 Laurent Ignace de Joubert の妻、Ph.L. の母	モンプリエ	150,000
11	Bénézet, Jean	フランス財務官、Ph.L. の姉の夫	モンプリエ	144,000
12	Le Sage, Fr.-T.	Hulste 伯爵	?	135,000
13	Peyre, François	不明	マルセイユ	130,000
14	Mayras, André Xavier	Laroquette 侯爵、歩兵隊連隊長	ヴァランス	120,000
15	Paule El Pinola y Silva	Siruela 伯爵夫人	マドリッド	110,000
16	Cambon, M.-M. & Joubert, Louise de & Joubert, Lucrèce Pauline de	三部会総代 René Gaspard de Joubert (Ph.L. の叔父) の寡婦と娘	モンプリエ	103,600
17	Vassal, Marie Rose	三部会総代 Jean Antoine Duvidal de Montferrier の妻	モンプリエ	101,000
18	Novy, Mathieu Gaspard de	エキュイエ écuyer	ニーム	100,000
18	Pondre, Paulin Gabriel	Guermente 領主	パリ	100,000
18	Anisson, L.L.	王立印刷所所長	パリ	100,000

史料：A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 157-199.

備考：表中の Ph.L. は、Philippe Laurent de Joubert をさす。

インなどにも分散している。社会・職業的には、ラングドック三部会役人とその家族・姻戚が6件8名でもっと多く、そのほかは地方長官、帯剣貴族、法服貴族などだが、卸売商人も上位に1名いる⁴¹⁾。三部会役人や法服貴族、地方長官の親族や姻戚のソシアビリテ(社会的結合関係)⁴²⁾が、公債元本の集金装置として機能したことがわかる。

上位4人のうち、3人が三部会財務官である。ジュベールが断然トップであり、2位は彼のおじマザード＝ド＝サン＝ブレソンである⁴³⁾。またプロヴァンス三部会財務官パンがラングドック三部会債に多額の投資を行い、上位を占めていることも、注目すべき点である。

聖職者はまったく上位に登場せず、1754～90年のラングドック三部会債を最高額購入した聖職関係者は、モンプリエのサン・エロワ施療院(Hôtel Dieu St. Eloi)(応募額88,300リーヴル)だった。

3. 公債投資の資金の出所

公債投資のための資金の出所はいかなるものだったのだろうか。ラント設定契約文書には特記事項を記載するための欄があり、公債購入に充てた資金の出所をめぐる事情が記載されていることがある。それをもとに資金の出所をいくつかの類型に分類してみる。

第1は、償還された公債の元本の再投資である。1例をあげよう。1778年4月8日、ラングドック州司令官モンカン伯爵(Comte de Moncan)は、国王会計によるラングドック三部会債を16,500リーヴルで購入した⁴⁴⁾。しかし、伯爵はその後死亡し、1779年5月31日、伯爵の未亡人は、元本の全額償還を受けた。しかし、同日に彼女は別の国王会計によるラングドック三部会債を同額の16,500リーヴルで購入した⁴⁵⁾。つまり、いったん公債の元金が償還されても、すぐ別の公債に再投資されるのである。

再投資されるのは、ラングドック三部会債の元本だけではない。公債Bでは、償還された公債は、ラングドック三部会債が313,481リーヴル、ユゼス・ディオセーズ区(diocèse)債15,000リーヴル、モンプリエ市庁債11,000リーヴル、ニーム市庁債11,000リーヴル、ベジエ・ディオセーズ区債8,000リーヴル、マルセイユ市庁債3,200リーヴル、合計361,681リーヴルであり、公債Bの全投資額の4.2%にあたる⁴⁶⁾。ラングドック三部会は自らが発行する公債の売却のために、以前に発行した公債の元本の償還さ

れた額を、そのまま公債保有者に次の公債に再投資させたのである。またラングドック三部会のみならず、ほかのディオセーズ区や諸都市、州外の三部会の公債の償還された元本をも吸収してラングドック三部会債に再投資させ、公信用市場を拡大していった。

第2は、官職売却の収益である。たとえば、1780年に三部会総代ルネ＝ガスパール・ド・ジュベールが没し、三部会書記官ジャン＝バチスト・ド・ローム (Rome) が総代職を継承した⁴⁷⁾。ロームはジュベールの未亡人に官職価格65,000リーヴルを支払った。1782年2月18日、彼女とその2人の娘は、国王会計による公債を、同額の65,000リーヴルで購入している⁴⁸⁾。

第3は、公共事業における土地収用の補償金である。道路・運河などの建設・拡張にあたっては、個人や団体の所有地を収用しなければならないことがあり、そのさいラングドック三部会は所有者に補償金を支払った。しかし、もとの所有者はその補償金を元本として、ラングドック三部会の国王会計による公債を購入した。いくつかの例をあげよう。括弧内は公債購入の年月日である。

①ベジエの聖ヨハネ騎士団の所有する土地が、ラングドック運河とナルボンヌ、地中海を結ぶロビーヌ運河の拡張のために収用され、ラングドック州は騎士団に213リーヴル5スーの補償金を支払った (1780年4月11日)⁴⁹⁾。

②漁師ピエール・レの亡妻が所有していた家屋が、エーグ・モルトの港への運河の出口の建設のために収用され、州は794リーヴルの補償金をレに支払った (1780年5月13日)⁵⁰⁾。

③ナルボンヌ大司教がモンテル (Montels) に所有する地所の一部が、ナルボンヌ・ディオセーズ区が建設する道路の用地として収用され、ディオセーズ区は大司教に1,024リーヴルの補償金を支払った (1781年3月15日)⁵¹⁾。

④アグド司教座聖堂附属のサン・タンヌ聖堂参事会礼拝堂がアグドとベサン (Bessan) に所有する土地が、アグド・ペズナ間道路の建設用地となり収用され、州は204リーヴルの補償金を支払った (1781年5月30日)⁵²⁾。

⑤ナルボンヌの北のサレル (Sallèles) のサン・タンヌ礼拝堂の所有する土地がロビーヌ運河の建設のために収用され、州は275リーヴルの補償金を支払った (1782年2月14日)⁵³⁾。

⑥ナルボンヌの北のカラント (Quarante) のノートル・ダム聖堂参事会の土地がアルジュリエ (Argeliers) の橋の建設用地として収用され、州は348リーヴル5スーの補償金を支払った (1782年11月7日)⁵⁴⁾。

土地収用の補償金はラングドック三部会の直接税収入から支払われており、州財政に負荷を与えていたが、三部会はこの補償金を集金して、公債元本に転化した。この点で公共事業による土地収用は、公債売却の機会だったと言ってよいだろう。また、旧土地所有者の側から見ると、補償金を一時金で受け取るよりも、公債のラントを毎年受け取る方が、長期的には有利だった。それゆえ、土地収用と公債投資の結合は、三部会にとっても土地所有者にとってもメリットがあったのである。

それだけではない。王権は1779年、ラングドックの公共事業費が多額であるとみなし、事業費の削減を三部会に検討させた⁵⁵⁾。アメリカ独立戦争に参戦している時局において、道路・橋梁・運河の建設は不要不急であり、無駄な公共事業費を戦費にまわせというわけである。

これに対し、三部会はいったん旧土地所有者に補償金を支払い、つぎに所有者が公債に投資した。資金は国庫に流れ、軍事費として支出される。つまり、土地収用の補償金の戦時公債の元本への転化は、公共事業と戦費調達を両立させる三部会の苦肉の策だったのである。

第4は、土地・家屋などの不動産や現金・貴金属など動産の相続・遺贈である。1779年2月19日、高等法院評定官エチエンヌ＝オラス＝ガブリエル・ド・セーヴの妻は、25,000リーヴルの元金で公債を購入したが、これはパリの彼女所有の邸宅の売却金100,000リーヴルの一部だった⁵⁶⁾。同じ年の3月22日には、三部会財務官ジュベールの姉ルイズ (フランス財務官ジャン・ド・ベネゼの寡婦) は4,500リーヴルの元金で公債を購入したが、そのうちの1,500リーヴルは彼女の祖母から遺譲されたダイヤモンドと金時計を売却した代金だった⁵⁷⁾。この公債投資には弟の意向が強く働いたと思われる。

このように、ラングドック三部会は、個人や団体の不動産・動産・官職・公債などの財産の所有権の移転のあらゆる機会を捉えて、三部会債の売却を行い、資金を動員し、公信用市場を拡大していった。

むすび

以上のように、ラングドック三部会債を保有する金利生活者の過半数は、パリ居住者であり、ラングドック住民は全体の5分の1に満たない。この地方では、トゥルーズ、モンプリエに公債保有者が多く、ニームには少ない。州外ではプロヴァンス、特にマルセイユからの投資が多い。さらに公信用市場は、イスタンブルをはじめ海外の地中海地域に広がっている。彼らの居住地は行政都市が多く、商工業都市は、マルセイユは重要な例外だが、少なかった。

金利生活者の身分・職業は、ラングドック三部会役人や法服貴族とその家族であり、かれらは姻戚関係で結ばれていた。さらに、地方長官、帯剣貴族、聖職関係者が多数を占めている。他方、卸売商人も公債に投資しているが、マニュファクチュール経営者の投資はわずかである。小売商人・手工業親方、家内奉公人は、応募額全体に占める比率は低いが、小口ながら公債を購入していた。全体として金利生活者の多くはアリストクラートで資産家だったが、その社会階層的構成は多様だったといえよう。彼ら富裕層や諸団体は土地・官職・貴金属などを売却し、また償還された公債の元本を再投資して、ラングドック三部会債を購入した。公債元本は国庫に流れ、軍事費として支出された。こうして、金利生活者はイギリスとの戦争を財政的に支援したのである。

このように、ラングドック三部会の国王会計による公債の応募額に占めるラングドックの割合は少なかった。その理由は何だろうか。ルゲは王国各地の三部会において同様の現象を確認し、その原因を地方における通貨不足に帰している。三部会は、地方の商業に損害を与える通貨不足を避けるために、しばしば外国の金融業者に融資を依頼した⁵⁸⁾。

彼女は、国王会計による公債に占める州(地元)資本の比率は、州の信用能力を反映しているとみなしている。ラングドックとブルゴーニュは相対的にこの能力が高かったという。しかし、多額の公債の濫発は、この信用力を枯渇させ、三部会の資金調達を困難にした。需要に供給が追いつかなくなったのである。これが、1770～80年代の信用危機を招いた⁵⁹⁾。

これに追いつけなかったのが、1778年以降の経済不況である。ラングドックでは、小麦の凶作の多発と価格高騰、ブドウの過剰生産による価格暴落、レヴァント向け毛織物の輸出激減などが生じた⁶⁰⁾。しかも、前述の

ように、1778年は、アメリカ独立戦争への参戦により、国王会計による公債の発行高が急増しはじめた年だった。経済不況と信用危機が並行して進行し、ラングドックの経済・財政状況を悪化させたことがわかる。

州会計による公債とはちがい、国王会計による公債の元利支払は国庫からなされたから、この種の公債が直接的に州財政の逼迫をひき起こしたわけではない。しかし、通貨不足などの間接的な要因が、地方の経済や財政に悪影響をおよぼしたのは疑いない。また、不動産・動産・官職の売却による公債元本の調達は、地方の現金不足のあらわれだろう。

本来なら、地方の農業・商工業の振興や教育・福祉・救貧に投資されるはずの多額の金が、公債元本として中央政府の国庫に流れ、地元の産業は不況にあえいだ⁶¹⁾。金利生活者の過半数がパリとヴェルサイユの住民なので、金利の分配により富は首都に集中し、首都と地方の経済格差が拡大した。地方住民の不満は高まっていき、フランス革命前夜の政治危機を契機に一気に爆発する。こうして、フランス財政軍事国家は没落の時を迎えたのである。

註

- 1) Brewer, J., *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688–1783*, London 1989, pp. 38–40, 114–126 (大久保桂子訳) 『財政=軍事国家の衝撃——戦争・カネ・イギリス国家 1688–1783』(名古屋大学出版会 2003年) 48～50、122～132頁。ブルーアの研究の前提になったのは、ディクソンの「財政革命」研究である。Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England. A Study in the Development of Public Credit, 1688–1756*, London 1967. また、以下の論文を参照。パトリック・オブライエン「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」同(秋田茂・玉木俊明訳) 『帝国主義と工業化 1415–1974』(ミネルヴァ書房 2000年) 所収、165～204頁。
- 2) Bonney, R., “The Eighteenth Century. II. The Struggle for Great Power Status and the End of the Old Fiscal Regime”, in Bonney, R. (ed.), *Economic Systems and State Finance*, Oxford 1995, pp. 315–390; Körner, M., “Public Credit”, in Bonney, *op. cit.*, pp. 507–538.
- 3) Bien, D., “Offices, Corps, and a System of State Credit: The Use of Privilege under the Old Regime”, in Baker, K. (ed.), *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, vol. 1, *The Political Culture of the Old Regime*, Oxford 1987, pp. 89–114.

- 4) Ibid., p. 91.
- 5) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」同『フランス アンシアン・レジーム論——社会的結合・権力秩序・叛乱』(岩波書店 2007年) 230～247頁。
- 6) Bien, D., *op. cit.*, pp. 106, 110.
- 7) Albisson, J., *Loix municipales et économiques de Languedoc*, 7 vol., Montpellier 1780–87, t. II, p. 20. 伊藤滋夫「近世フランス地方財政史のために——18世紀ラングドック地方債にかんする史料」『史学雑誌』第107編第10号、1998年、69～70頁。(以下、伊藤滋夫「18世紀ラングドック地方債にかんする史料」と略する。)
- 8) Legay, M.-L., « Le crédit des provinces au secours de l'Etat: les emprunts des états provinciaux pour le compte du roi (France, XVIIIe siècle) », *Pouvoir les finances en province sous l'Ancien Régime, Journée d'études tenue à Bercy le 9 décembre 1999*, Paris 2002, pp. 151–171. (以下、Legay, M.-L., « Le crédit des provinces au secours de l'Etat » と略する。) Emmanuelli, Fr.-X., « Les emprunts provinciaux du pays de Provence dans la seconde moitié du XVIIIe siècle », *Pouvoir les finances...*, Paris 2002, pp. 373–414.
- 9) 伊藤滋夫「18世紀ラングドックにおける地方三部会と金利生活者」『西洋史学』第227号、2007年、1～21頁。
- 10) Beik, W., *Absolutism and Society in Seventeenth-Century France: State Power and Provincial Aristocracy in Languedoc*, Cambridge 1985.
- 11) 林田伸一「最盛期の絶対王政」柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦(編)『世界歴史大系 フランス史 2』(山川出版社 1996年)、220頁。Beik, W., *op. cit.*, pp. 258–270.
- 12) 林田、前掲論文、237頁。
- 13) Miller, S., *State and Society in Eighteenth-Century France: A Study of Political Power and Social Revolution in Languedoc*, Washington 2008. (以下、Miller, S., *State and Society* と略する。)
- 14) *Ibid.*, pp. 104–107, 138–139, 141.
- 15) 伊藤滋夫「18世紀ラングドック地方債にかんする史料」70～71頁。
- 16) 本来議長であるナルボンヌ大司教が三部会に欠席の場合は、トゥルーズ大司教が代理で議長をつとめた。
- 17) Albisson, J., *op. cit.*, t. II, p. 188.
- 18) 佐村明知「絶対王政期フランスにおける公信用——ルイ14世末期における公信用の膨張とその意義」『近世フランス財政・金融史研究——絶対王政期の財政・金融と「ジョン・ロー・システム」』(有斐閣 1995年) 所収、153頁。
- 19) Albisson, J., *op. cit.*, t. II, p. 188.

- 20) Brewer, J., *The Sinews of Power*, pp. 116–119. (大久保桂子訳) 『財政=軍事国家の衝撃』125頁。
- 21) Marion, M., *Histoire financière de la France depuis 1715*, t. I, 1715–1789, Paris 1914, p. 166; Boshier, J. B., *French Finances 1770–1795: from Business to Bureaucracy*, Cambridge 1970, p. 7.
- 22) Legay, M.-L., « Le crédit des provinces au secours de l'Etat », p. 153.
- 23) Ibid., p. 154.
- 24) Ibid., pp. 154–156.
- 25) ミラーは別の史料を用いて、三省会債の発行額について筆者とは異なる数字をあげている。1733～77年に3,000万未満、1778～81年に4,000万以上、1782～88年に7,000万リーヴル。Miller, S., *State and Society*, p. 106.
- 26) 伊藤滋夫「アンシャン・レジーム期ラングドックの直接税の構造」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第32号、2000年、81～82頁。
- 27) 中原嘉子「割引銀行« Caisse d'Escompte »(1776～93年)——アンシアン・レジーム末期におけるフランスの財政金融問題」『史学雑誌』第78編第3号、1969年、54～59頁、岡本明『ナポレオン体制への道』(ミネルヴァ書房 1992年)85～114頁。Bayard, Fr., Félix, J., Hamon, Ph., *Dictionnaire des surintendants et des contrôleurs généraux des finances*, Paris 2000, p. 185.
- 28) Legay, M.-L., *op. cit.*, p. 156.
- 29) Archives Nationales, H1. 748/138.
- 30) Legay, M.-L., *op. cit.*, p. 165.
- 31) Albisson, J., *op. cit.*, t. II, p. 193 sq.
- 32) Miller, S., *State and Society*, Appendix, Table A-1, pp. 276–277.
- 33) Archives Départementales de l'Hérault, Série 2E. 58, Etude Léoncini, 179,180,181, 184. (以下、A. D. Hérault と略する。)
- 34) 1789年のラングドック各都市の人口は、トゥルーズ、52,860、ニーム、42,000、モンプリエ、31,000人だった。Wolff, Ph. (dir.), *Histoire du Languedoc*, Toulouse 1990, p. 381.
- 35) Miller, S., *State and Society*, Appendix, Table A-1, pp. 276–277. オスマン帝国駐在フランス大使館の通訳の問題については、深沢克己『商人と更紗——近世フランス=レヴァント貿易史研究』(東京大学出版会 2007年)、99頁を参照。
- 36) Dutil, L., *L'état économique du Languedoc à la fin de l'Ancien Régime (1750–1789)*, Paris 1911, pp. 335–515; Wolff, Ph. (dir.), *op. cit.*, pp. 402–406. 深沢克己、前掲書、214～222頁。
- 37) Miller, S., *State and Society*, p. 96.

- 38) 深沢克己、前掲書、97～98、260～264頁。
- 39) Viguerie, J. de, *Histoire et dictionnaire du temps des Lumières, 1715–1789*, Paris 1995, p. 1361; Antoine, M., *Le gouvernement et l'administration sous Louis XV: dictionnaire biographique*, Paris 1978, p. 123. 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』（日本エディタースクール出版部 1998年）、147、168頁。
- 40) ジュベールの経歴については、以下の文献を参照。Claeys, Th., *Dictionnaire biographique des financiers en France au XVIIIe siècle*, Paris 2008, t. I, pp. 1134–36.
- 41) 表6の第16位のルネ＝ガスパール・ド・ジュベールの寡婦は、トゥルーズ高等法院司法官を輩出したカンボン家の出身である。また、彼女の長女ルイーーズは、モンフェラン領主夫人、次女リュクレス＝ポリヌはスイヤック侯爵夫人である。このように、この3人の応募者の女性は、法服貴族、帯剣貴族に属していた。伊藤滋夫「近世ラングドックにおける身分制議会とフィナンシエ」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第37号、2005年、93頁。カンボン家については、宮崎揚弘『フランスの法服貴族—18世紀トゥルーズの社会史』（同文館 1994年）、104～106頁を参照。また、第17位のジャン＝アントワヌ・デュヴィダル＝ド＝モンフェリエとマリ＝ローズ・ヴァサルの息子が、前出のジャン＝ジャック＝フィリップ＝マリ・デュヴィダル＝ド＝モンフェリエである。Vialles, P., *Etudes historiques sur la Cour des Comptes, Aides et Finances de Montpellier, d'après ses archives privées*, Montpellier 1921, pp. 146, 153.
- 42) ソシアビリティ (sociabilité) については、以下の論文を参照。二宮宏之「結びあうかたち——ソシアビリティ論の射程とその目指すところ」同『フランス アンシアン・レジーム論』（岩波書店 2007年）203～216頁。
- 43) マザード＝ド＝サン＝ブレソンの経歴については、以下の文献を参照。Claeys, Th., *op. cit.*, t. II, pp. 377–379.
- 44) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 178.
- 45) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 179.
- 46) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 179–181, 184.
- 47) Carrière, Vicomte de, *Les officiers des Etats de la province de Languedoc*, Paris 1865, p. 59.
- 48) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 184.
- 49) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 180.
- 50) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 180.
- 51) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 181.
- 52) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 181.
- 53) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 184.

- 54) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 184.
- 55) 伊藤滋夫「18世紀フランスの公共事業と地方財政」『西洋史学』第201号、2001年、17頁。
- 56) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 179.
- 57) A. D. Hérault, Série 2E 58, Etude Léoncini, 179.
- 58) Legay, M.-L., op. cit., p. 169. また、割引銀行はネッケル以降の国債政策を支えたことにより、1780年代に投機ブームをひき起こし、パリへの正貨の集中と地方における貨幣不足、地方の産業の活動の阻害という結果をもたらした。中原嘉子「割引銀行」66～68頁。
- 59) Legay, M.-L., op. cit., p. 171.
- 60) Dutil, L., *L'état économique du Languedoc*, pp. 899-904. 深沢克己『商人と更紗』238～242頁。
- 61) ショシナン＝ノガレは、フランス革命前夜に、徴税請負人などのフィナンシエが利益追求のために商業活動を阻害し、商人との対立が深刻化したと論じている。深沢克己、前掲書、309頁。